

環境 混ぜればゴミ、分ければ資源!

問 住民環境課 環境対策係
☎476-1111(127・128)

◆ごみ出しサポート等事業について

～まずはご相談ください～

町では、ごみ出しが困難な一人暮らしの高齢者や障がいのある方などを対象に、ごみ出しのサポートを行っています。

1. 対象者は？

親族、近隣の方などの協力を得られず、家庭ごみを収集所に排出することが困難な一人暮らしの高齢者や障がいのある方などの世帯で、以下の項目にいずれかに該当する方。

- ① 介護保険の要支援または要介護の認定を受けている方
- ② 身体障害者手帳の交付を受けた方
- ③ 療育手帳の交付を受けた方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方



2. 収集するごみの種類・分別方法は？

大崎町のごみ出しルールと同じく、資源ごみ、生ごみ、一般ごみに分別して出させていただきます。(粗大ごみは、別途リサイクルセンターへの申込みになります。)

3. 収集方法は？

町が定めた曜日に玄関先などに出していただき、収集に伺います。

4. 申請手続きは？

まずはお電話にてご相談ください。役場住民環境課環境対策係にある申請書によりお申込みいただきます。

役場までお越しになれない方は、代理人でも申請可能です。

5. 可否決定は？

申請受付後、職員がご自宅に訪問してご本人の状況を調査し、利用の可否を決定します。

6. 問合せ先は？

住民環境課 環境対策係 TEL 099-476-1111 (内線 127・128)

◆『新聞・チラシ』は町分別収集へ

平成26年度は平成25年度と比べて、新聞・チラシの回収量が減っています。

新聞・チラシなどの資源ごみ販売益金は、環境衛生協力金や生ごみ処理機の購入補助金など、みなさまへ還元するための貴重な財源となります。

新聞・チラシの町分別収集にご協力ください。

